

第28回鳥取県U-10サッカー大会 大会要項

- 1：主 旨 子どもたちが大きく成長するためにサッカーの楽しさを知ってもらい、サッカーが大好きな仲間、サッカーファミリーの輪を広げていくことを目的として開催をする。
- 2：名 称 第28回鳥取県U-10サッカー大会
- 3：主 催 一般財団法人鳥取県サッカー協会
- 4：共 催 なし
- 5：主 管 一般財団法人鳥取県サッカー協会第4種委員会
- 6：後 援 なし
- 7：協 賛 なし
- 8：協 力 一般財団法人鳥取県サッカー協会第4種委員会東部・中部・西部地区委員
- 9：日 程

東部地区 5月11日（日）[若葉台スポーツセンター第1グラウンド]
6月14日（土）[Axisバードスタジアム]
10月18日（土）[倉田スポーツ広場]
11月15日（土）[若葉台スポーツセンター第1グラウンド]
中部地区 5月11日（日）[東郷運動公園多目的広場]
西部地区 5月3日～4日（土、日）[弓浜コミュニティ広場]

10：参加資格

- (1)「参加チーム」は、開催実施年度に公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」）第4種に加盟登録したチーム（以下「加盟チーム」）であること。
- (2)上記「参加チーム」の構成は、単一または合同からなるチームに限られ、それらの「加盟チーム」は年間を通じて継続的に活動していること。
- (3)「参加選手」は、小学校4年生以下の選手であること。
- (4)引率指導者は「参加チーム」を掌握指導する責任ある指導者または選手の保護者であること。
- (5)「参加選手」は健康であり、且つ保護者の同意を得ること。

11：参加チーム

「U-10参加チーム」は、小学校3年生～4年生で構成されたチーム
「U-8参加チーム」は、小学校1年生～2年生で構成されたチーム

12：大会形式（別紙参照）

地区技術委員長を中心に各地区で設定する。

- (1)悪天候等自然条件によって、大会実施が出来ない場合は中止とする。

13：競技規則 JFA競技規則「2024/2025」による。また、以下競技会規定による。

14：競技会規定（別紙参照）

地区技術委員長を中心に各地区で設定する。

15：懲罰

- (1)鳥取県サッカー協会理事会の決議に基づき、本大会に大会規律委員会を設置し、JFA規律フェアプレー委員会は、JFA懲罰規程第3条（以下”懲罰規程”という）により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規程第25条に基づき本大会の大会規律委員会へ再委任する。
- (2)前項の再委任の範囲は、戒告、譴責および1試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。
- (3)大会規律委員会の委員長は鳥取県サッカー協会第4種委員長とし、3名以上の委員を委員長が決定する。
- (4)大会規律委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。
- (5)本大会とそれに繋がる予選大会は懲罰規定上の同一競技会とみなし、予選大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。
- (6)本大会期間中に警告を2回受けた選手等は、直近の本大会1試合に出場できない。〔JFA懲罰規程〔別紙2〕第2条3項〕参照〕
- (7)本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に本大会の次の1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。
〔JFA懲罰規程〔別紙2〕第4条〕参照〕〔JFA懲罰規程〔別紙2〕第7条〕参照〕
- (8)出場停止処分を受けた者は、JFA懲罰規程〔別紙2〕第3条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。
- (9)本大会の規律問題は、「JFA基本規程（懲罰規程）」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。〔基本規程 第227条〕

16：大会参加申込

参加チームは、所定の用紙に必要事項を記入の上、大会担当者へメール等で送付すること。

17：参加料 なし

18：表彰 なし

19：交通・宿泊 各チームにて対応すること。

20：傷害保険 チームの責任において傷害保険に加入すること。

21：応急処置 大会開催中に疾病・障害が発生した場合、大会側は応急処置のみを行うものとする。

22：その他

- (1)会場使用については、会場責任者に説明を受け、マナーを守って使用すること。
- (2)本要項で掲載されていない事項や不測の事態が起こった際には、第4種委員会にて協議し決定する。